

# 入学試験における受験および修学上の配慮について

## 受験上の配慮を希望する方

身体等の障がい（視覚・聴覚障害、肢体不自由、発達障害、病弱等）により、「受験上の配慮」及び「入学後の修学上の配慮」を行っています。受験上の配慮を必要とする方は、各入試の出願開始日 2 週間前までに、入試広報課までご相談ください。

申請内容に基づき、障がい等に応じた配慮を決定します。

### <申請方法>

次の書類を郵送してください。封筒には「受験上の配慮申請書在中」と朱書きして送付してください。

1. 入学試験における受験上の配慮申請書（様式1）→様式リンク
2. 病気、負傷、障害等に関する医師の診断書（原本または写し）または障害者手帳（写し）
3. 大学入学共通テストの受験上の配慮事項決定通知書の写し（大学入学共通テスト受験上の配慮申請を行った者のみ）

### <提出期限（必着）>

各入試の出願開始日2週間前まで

\* 配慮の内容によって対応に時間を要するため、予め期日に余裕をもって、必要書類をご提出ください。

### <連絡先・送付先>

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 入試広報課

〒444-0015 愛知県岡崎市中町 1-8-4

TEL 0120-35-1018

2026年4月より 岡崎大学・岡崎短期大学に名称変更

### <注意事項>

・申請から配慮決定までに時間を要しますので、期日厳守での申請をお願いします。また、上記期限後に大きな病気や不慮の事故等により、受験上の配慮が必要になった場合は、速やかに入試広報課までご相談ください。

・申請内容の確認や配慮事項の検討のため、面談や追加書類の提出等をお願いすることがあります。なお、申請が入学試験の可否に影響することはありません。

・審査の結果、ご希望の配慮に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

・受験上の配慮の決定は、原則、出願期間開始前までに申請者へご連絡します。

<その他>

・申請書に記載されている個人情報、受験上の配慮や入学後の修学上の配慮等に関すること以外には使用しません。

<受験上の配慮例>

- ・座席指定（トイレに近い席、出入口付近に近い席など）
- ・試験室のある建物までの車の乗り入れ
- ・持参薬の摂取
- ・補聴器や人工内耳の装着使用
- ・歩行器や車椅子、杖等の持参使用

## 修学上の配慮を希望する方

入学後の修学上の配慮を希望する方は、別途申請が必要です。出願検討段階でも構いませんのでお早めに入試広報課までご相談ください。

<相談窓口>

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 入試広報課

TEL 0120-35-1018

2026年4月より 岡崎大学・岡崎短期大学に名称変更